

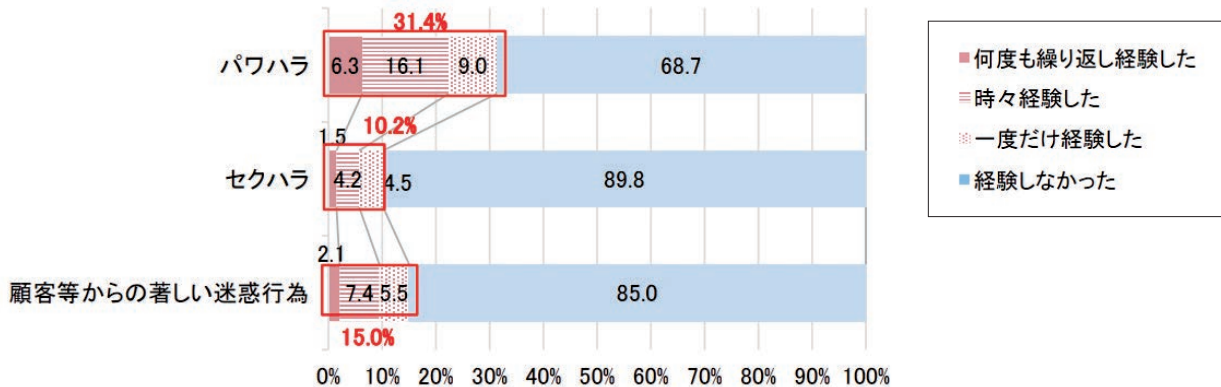
# 特集 1 ハラスメントについて

## 3.データで見るハラスメント

令和2(2020)年度職場のハラスメントに関する実態調査(厚生労働省)から、過去3年間にハラスメントを受けた経験や、ハラスメントの予防・解決のための取組状況の結果を紹介します。この結果を見ることで、最近のハラスメントの動向を知ることができます。

### 【労働者等調査】過去3年間にハラスメントを受けた経験

パワハラ、セクハラおよび顧客等からの著しい迷惑行為について、過去3年間での勤務先での経験の有無・頻度を聞いたところ、各ハラスメントを一度以上経験した者の割合は、パワハラが31.4%、顧客等からの著しい迷惑行為が15.0%、セクハラが10.2%でした。パワハラの経験割合は、平成28(2016)年度の調査結果から1.1ポイント減少しました。



### 【企業調査】企業がハラスメント予防・解決のために実施している取組 (パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント)

パワハラ、セクハラおよび妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメントに関する雇用管理上の措置として、「ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発」および「相談窓口の設置と周知」を実施していると回答した企業は約8割程度でした。一方、「相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて適切に対応できるための対応」の割合は全てのハラスメントにおいて約4割程度でした。

